

COP17後の温暖化対策

(4) COP18ドーハ会議の論点

●WWFジャパン 気候変動・エネルギープロジェクトリーダー 小西 雅子



2012年の国連の地球温暖化に関する会議 COP18/CMP8は、11月26日から12月7日まで、カタール・ドーハで開催される。ドーハと聞くと、1993年のサッカーワールドカップ予選で起きた「ドーハの悲劇」を思い出すが、地球温暖化に関する国際交渉の結果は悲劇となつてはならない!

現在の国際交渉の本質的な課題は、削減量の積み増し

2011年末のダーバン COP17/CMP7において、EUが残る京都議定書の第2約束期間が決定され、京都議定書に続く新しい法的枠組みが、すべての国を対象として2015年に採択されることになった。2005年から実に6年にわたって議論が紛糾し、先送りばかりされてきた新しい削減の法的枠組みがいよいよ決まることになったのは画期的ではあるが、本質的な課題は解決の糸口を見せていない。それは危険なレベルの温暖化を防ぐに足る温室効果ガスの削減量が、全世界レベルでまだ確保されていないことだ。産業革命前に比べて2°C未満の気温上昇を抑えることは合意されているが今、各国が提出している2020年の削減目標や削減行動は、全部足し合わせても必要な削減量の半分に満たず、気温は3°C以上上昇してしまうとみられている。

ドーハのCOP18を含む今後の温暖化の国際交渉では、この地球が必要とする削減量にいかにか達するかを話し合っていくことが一番の焦点となる。COP18における交

渉の流れは大きく二つに分けられる。各国がすでに国際的に公表している2020年までの削減目標と削減行動をいかに引き上げていけるか、そして2015年に採択され、2020年以降に効力を発する新しい法的枠組みをいかに効果的なものにしていくかである。

3つの作業部会のうち、2つを無事に終了できるかどうかCOP18の焦点

2012年のこれまでの国際交渉は主に3つの作業部会を舞台に行われている。

- (1)AWGKP (京都議定書の第2約束期間の目標を議論する特別作業部会)
 - (2)AWGLCA (EU以外の先進国と途上国が2020年まで取り組むカンクン合意の実施を議論する場)
 - (3)ADP (2020年以降の新しい枠組みを話し合うダーバンプラットフォーム作業部会)
- つまりAWGKP・AWGLCAは「2020年まで」を話し合う場、ADPが「2020年以降」という役割分担になっている。京都議定書の第1約束期間は2012年に終了するので、理想的には2013年1月1日からは、2020年に向かって京都議定書の第2約束期間とカンクン合意に基づいて温暖化対策を「実行」する段階に入り、その後の交渉は2020年以降の取り組みに集中することが望ましい。そのためには今回のCOP18で、AWGKP (以降KP) とAWGLCA (以降LCA) の議論は終了し、ADPに1本化されなければならない。

しかしこれが先進国と途上国の対立の焦



点となっている。というのは、京都議定書の第2約束期間に残るEUを除いて他の先進国は、2020年まではカンクン合意という法的拘束力のない目標しかない緩い枠組みなので、実行力に疑問符がつく。今起きている温暖化の責任がある先進国の取り組みの弱さに途上国は大きな不満を持っている。また途上国も削減行動をとることになっているが、先進国からの資金援助や削減技術などの技術移転が必要である。その支援の方策を決めるのがLCAだが、実は援助の資金源などもまだ決まっておらず、このままLCAが終了してしまうと、資金・技術援助などがおろそかになるのでは、と途上国は疑念を抱いている。

途上国は、支援の方策がきちんと決定され、積み残された議論がどこで議論されるかがはっきりしない限り、LCAは終了させられないと主張している。対して先進国は、もともと先進国と途上国という区別が温存される形のKPとLCAという二つの場に分かれて議論が進むことを嫌悪していた。一部の途上国において急速に開発が進んでいる現在、区別のない新たな場で今後の削減負担などを議論するべきということで、先進国はKPとLCAのCOP18における終了を強く主張している。一見意味がわかりにくい「LCAが終了させられるかどうか」というのが、COP18における最も重い課題となりそうな次第である。

温暖化の国際交渉は、究極の目的は「危険なレベルの温暖化を防ぐために世界が協力して温室効果ガスを十分削減していく」ことである。2020年までの各国の削減目標が足りないことが明らかである中、いかに削減量を引き上げ、世界が協力する合意に達することができるかに、人類の知恵が問われている。LCAの終了というのは、一見かけ離れ

た議論に思えるかもしれないが、重要なステップの一つなのである。それには、法的拘束力のない目標であっても、先進国がいかに真摯に2020年削減目標を達成していくか、そして途上国が削減行動や適応を十分行える資金と技術支援をいかに確保して、途上国の削減行動を後押しできるか、これらを実行する意思と道を示すことがその鍵となる。

日本に期待されること

その中で日本の役割が交渉の足を引っ張ることではないことを心から願う。2012年のこれまでの国際交渉において日本は、京都議定書に目標を掲げなくてもCDMを使えるかどうかや、国連中心のオフセット制度ではない二国間でオフセットをできる道を開くことなど、いわば「国際社会が協調する対策作り」からは離れた議論に身をやつてきた。世界各国が削減目標をいかに引き上げるかを話し合っているときに、自らの削減目標を大幅に引き下げる発表や、途上国の削減行動の意欲をそぐような議論の展開はすべきではない。京都議定書に目標を掲げないと宣言した国として、それでも温暖化対策は真摯に進め、途上国の支援を行う姿勢を示すことが日本の責任ではないだろうか？

●国連の気候変動に関する2012年国際交渉の整理

